

令和6年度法務省委託「えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」に関する入札（仕様書）

1 目的

最近におけるえせ同和行為の実態を把握することにより、えせ同和行為の手口、企業の対応等を明らかにし、もって、えせ同和行為を根絶するための今後の啓発活動の在り方についての検討に資することを目的とする。

2 概要

(1) 調査対象

全国の従業員規模が30人以上の事業所の中から抽出した9,000事業所を調査対象とする。

(2) 調査方法

郵送調査法（WEB調査併用型）

※ インターネット上に回答用フォームを作成し、インターネットからも回答可能にすること。

(3) 主な調査事項

- ア 同和問題を口実とする不当な要求、不法な行為があった事業所の割合
- イ 要求及び行為の内容及び手口
- ウ 要求及び行為に対する対応
- エ 行政が行うえせ同和行為に関する啓発広報活動に対する認知度
- オ 社会運動等を口実とする不当な要求、不法な行為の有無
- カ その他別途委託者が指定する事項

(4) 調査時期

令和7年1月

3 業務内容

(1) 調査対象事業所の抽出

次の抽出方法に基づき、9,000事業所に関する郵便番号、所在地、事業所名等、本調査において必要となるデータ（以下「抽出データ」という。）を調達する。

<抽出方法>

全国の従業員規模30人以上の事業所の中から、日本標準産業分類に掲げる大分類AからTまでの20分類及び所在地域（下記地域区分参照）における事業所数の配分を可能な限り反映させた上で、無作為に、9,000件を抽出する。

<地域区分>

札幌ブロック：北海道

仙台ブロック：宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

東京ブロック：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

名古屋ブロック：愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

大阪ブロック：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

広島ブロック：広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

高松ブロック：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

福岡ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

※ 上記に係る抽出データ使用料、抽出費用等の明細を下記6(2)イの「見積内訳書」に記載すること。

※ 受注者と抽出データの販売元となる会社との契約は、受注者の責任において適切かつ適法に行うこと。

(2) 調査票等の作成・送付

下記の物品を必要部数作成し、アからオまでをカに封入の上、(1)で抽出した全事業所に送付する。

ア 協力依頼状 (A4判/1枚/モノクロ)

イ 調査票兼回答用紙 (A4判/6ページ/モノクロ)

ウ ウェブ回答案内状 (A4判/1枚/モノクロ)

エ 前回調査報告書の抜き刷り (A4判/18ページ/モノクロ)

オ 返信用封筒 (長3/モノクロ)

カ 調査票送付用封筒 (角2/モノクロ)

※ 上記アからエまでの原稿は、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「当センター」という。)が支給する。

なお、イの原稿については、日本標準産業分類に掲げる大分類AからTまでの20分類ごとに区別して作成するため、調査対象事業所が該当する分類のものを発送すること。

※ 用紙、封筒等は支給しない。

※ 調査票の発送に当たっては、回答率向上の観点から、所在地の移転から一定期間内(1年間)であれば送付物が移転先に転送される郵便方法を利用すること。

(3) ウェブ調査画面作成

作成した調査票について、インターネット上からも回答ができるようウェブ調査画面を作成する。

なお、同システムの動作環境は以下アからウまでのとおりとする。

- ア 信頼性の高いOSで構築されていること。
- イ Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等、最新のブラウザに対応していること。
- ウ 一般的なPC、スマートフォン、タブレット等の情報通信端末を用いて、Webブラウザ上で回答することができること。

(4) 調査票兼回答用紙の回収等

ア 回答は、調査対象事業所が当センター宛てに上記(2)イを下記オに封入の上、返送する方法によって行うものとする。

なお、回答返信送料は料金受取人払により当センターが負担する。

イ 受注者は、調査票兼回答用紙を当センターから回収すること。

なお、当センターと受注者との間での調査票兼回答用紙の受渡は、受渡管理簿で行うこととする。

ウ 受注者は、調査票兼回答用紙にナンバリングを施し、紛失等のないよう安全かつ厳重に管理すること。

なお、調査票兼回答用紙の管理場所及び管理体制については、当センター担当者が実地検査を行う場合がある。この際、当センター担当者から改善等の指示があった場合には、その指示に従うこと。

エ 受注者は、回収された調査票兼解答用紙及びウェブ調査画面からの回答の各調査事項について集計を行うこと。

なお、自由回答欄の記載については、原文のまま集計すること。

オ ウェブ調査画面からの回答について、個別データ及び集計データを当センターに納品後は、受注者は両データを削除すること。

(5) 督促

回答を督促するため、当センターが指定する内容を印刷したはがきを必要部数作成し、適宜の時期に、その時点で回答がない調査対象事業所宛てに送付する。

※ はがき用紙等は支給しない。

(6) 調査結果の分析及び調査結果報告書の作成

回答を集計した調査結果の分析を行い、調査の詳細を記載した報告書(全体版)及びその概要を抽出した報告書(概要版)を次のとおり作成した上で、下記4の成果物を下記5のとおり納品すること。

なお、調査結果の分析については、前回の調査に準じて行うこと。

おって、作成に当たっては、適宜当センターに経過を報告し、指示に従うこと。

<調査結果報告書>

全体版

- ・判形・頁数：A4判・150～200ページ程度
- ・色：1C
- ・校正：3回以上

概要版

- ・判形・頁数：A4判・30～50ページ程度
- ・色：1C
- ・校正：3回以上

4 成果物

- (1) 調査結果報告書（全体版及び概要版）のPDFデータ（ウェブサイトでの公開用に最適化すること）
- (2) 作成原稿の元データ（Word、Excel等）
- (3) 集計表の元データ（Excel等）

5 納期及び納品場所（予定）

- (1) 納品場所：当センター
- (2) 納期：令和7年3月21日（金）

6 応募概要

(1) 落札方式

最低価格落札方式

(2) 提出書類

ア 入札書（別紙1の様式を使用し、提出の際は「えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査に係る入札」と明記した封筒に封かんすること。）

イ 見積内訳書

ウ 履行証明書（別紙3「履行証明書作成要領」を参照の上、別紙2の様式を使用して作成すること。）

エ 委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）

オ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の（写し）

カ 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙4）

(3) 書類提出期限（厳守）

上記6（2）ウの書類

令和6年10月1日（火）午前10時00分

上記6（2）ウ以外の書類

令和6年10月4日（金）午前10時30分

(4) 開札

令和6年10月4日（金）午前11時00分

※ 当センターにて実施予定。

7 スケジュール（予定）

- (1) 令和7年1月6日（月） 調査票送付
- (2) 令和7年1月中旬 督促はがき発送
- (3) 令和7年1月31日（金） 回答回収
- (4) 令和7年2月～ 集計、報告書作成
- (5) 令和7年3月21日（金） 納品

8 入札参加・本業務請負に当たっての留意点等

- (1) 入札に参加しようとする者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者は、ISO/IEC27001認証、プライバシーマーク使用許諾のいずれかを取得しており、中央省庁、地方公共団体等における各種白書、内閣府実施の世論調査又は同等の調査・アンケート等の実績を有すること。
- (3) 入札に当たっての提出書類は返却しない。
- (4) 入札参加者は、契約の有無に関わらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。
- (5) 契約前の諸経費を含め、本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。
- (6) 本業務を実施するに当たって得られた全ての情報について、開示、漏えい又は本業務以外の用途に使用しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。
また、本業務終了後、速やかに、かつ確実に返却し、焼却し、又は消去（電磁的データの場合）すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (8) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (9) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (11) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (12) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (13) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格と

なるため、提出前に十分確認すること。

(14) 契約締結後5営業日以内に調査票の作成からアンケート調査の実施、調査結果の集計・分析、効果検証等、報告書の作成、納品（電子データも含む。）までの工程表（納品までのスケジュール表）を作成し、当センターの承諾を得ること。

(15) 報告書における数値や分析については受注者の責任において正確性を担保すること。

なお、検収後1か年以内において、成果物が契約の内容に適合しないことが判明した場合や、数値及び分析内容に係る重大な誤りが発見された場合は、受注者の費用負担及び責任において、当センターが指定する期日までに正しい報告書等を作成の上、再納品すること。

(16) 本業務に係る全制作物の著作権は、全て本事業の委託元である法務省に帰属するものとする。そのために使用する各種素材（本文、写真、イラスト等）の全ての権利関係を適切に処理すること。受注者は、法務省に対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

(17) 本業務に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。

(18) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

9 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は以下の職員が行う。

なお、異動等により職員が代替した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子

(2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

10 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第1課 松本

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL： 03-5777-1802（代表）

FAX： 03-5777-1803

Eメール： jigyo01@jinken.or.jp

ウェブサイト： <http://www.jinken.or.jp>